令和７年第４回伊達市議会定例会

議　案　説　明　資　料

議　　案　　名	資　　料　　名
議案第１号　公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて（館山下町温泉井）	長期かつ独占的に利用させる公の施設の概要
議案第２号　公の施設に係る指定管理者の指定について（大滝有機物再資源化センター）	大滝有機物再資源化センターの指定管理者候補者選定の概要
議案第３号　公の施設に係る指定管理者の指定について（大滝サービスステーション）	大滝サービスステーションの指定管理者候補者選定の概要
議案第４号　公の施設に係る指定管理者の指定について（伊達市市民活動センター）	伊達市市民活動センターの指定管理者候補者選定の概要
議案第５号　伊達市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	伊達市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要
議案第６号　館山下町温泉井条例	館山下町温泉井条例の概要
議案第７号　伊達市農業振興促進条例	伊達市農業振興促進条例の概要
議案第８号　伊達市議会議員及び伊達市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	伊達市議会議員及び伊達市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要
議案第９号　伊達市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	伊達市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要
議案第10号　伊達市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	伊達市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の概要
議案第11号　伊達市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	伊達市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要
議案第12号　令和７年度伊達市一般会計補正予算（第５号）	１　庁舎等維持管理費（公用車ＮＨＫ放送受信料支払経費） ２　ふるさと納税推進経費 ３　西いぶり広域連合負担金（戸籍・附票管理システム標準化関係） ４　情報システム運用経費 ５　介護施設等環境改善事業補助金 ６　伊達赤十字病院総合診療医確保・定着支援事業（総合診療医確保支援事業補助金） ７　伊達赤十字病院医療確保支援事業補助金 ８　土地改良区決済金等支援事業補助金

<table>
<tr><td></td><td>９　伊達漁港水産物供給基盤機能保全事業負担金
10　地域おこし協力隊活用事業
11　（債務負担行為設定）紙類回収庫収集運搬業務委託費</td></tr>
<tr><td>議案第15号　令和７年度伊達市水道事業会計補正予算（第１号）</td><td rowspan="3">債務負担行為設定の概要
（公共施設、上水道施設、簡易水道施設、終末処理場等に係る令和８年度の維持管理等業務費）</td></tr>
<tr><td>議案第16号　令和７年度伊達市簡易水道事業会計補正予算（第１号）</td></tr>
<tr><td>議案第17号　令和７年度伊達市公共下水道事業会計補正予算（第２号）</td></tr>
</table>

議案第１号説明資料

長期かつ独占的に利用させる公の施設の概要

１　利用の目的

施設から供給される温泉熱を活用し、大規模園芸施設による農業推進事業を実施するため

２　施設の概要

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第13号）第３条第24号に規定する温泉供給施設

(1)　館山下町温泉１号井

深　度　　1,500メートル

泉　質　　ナトリウム－塩化物泉

湧出量　　２５０リットル／分

温　度　　75.7度

(2)　館山下町温泉２号井

深　度　　1,500メートル

泉　質　　ナトリウム・カルシウム－塩化物泉

湧出量　　２５０リットル／分

温　度　　74.7度

３　利用候補者

三重県津市高野尾町4951番地

株式会社浅井農園

代表取締役　浅　井　雄一郎

４　利用の期間

令和７年12月15日から令和31年12月31日まで

５　利用候補者の選定及び長期かつ独占的利用が必要と認める経緯

地域農業の持続的発展と地域活性化を目的とする企業誘致の取組として、令和６年７月に「温泉熱を活用した農業推進事業」に係るプロポーザルを行い、温泉熱を活用した大規模ハウスでのカーボンニュートラル農業を実施する事業者を決定した。

事業の目的を達成するためには温泉熱を安定的に確保する必要があること、当該施設が事業予定地内に設置されていることから、事業者（利用候補者）に対し、当該施設の長期かつ独占的利用を認めるものである。

6　位置図

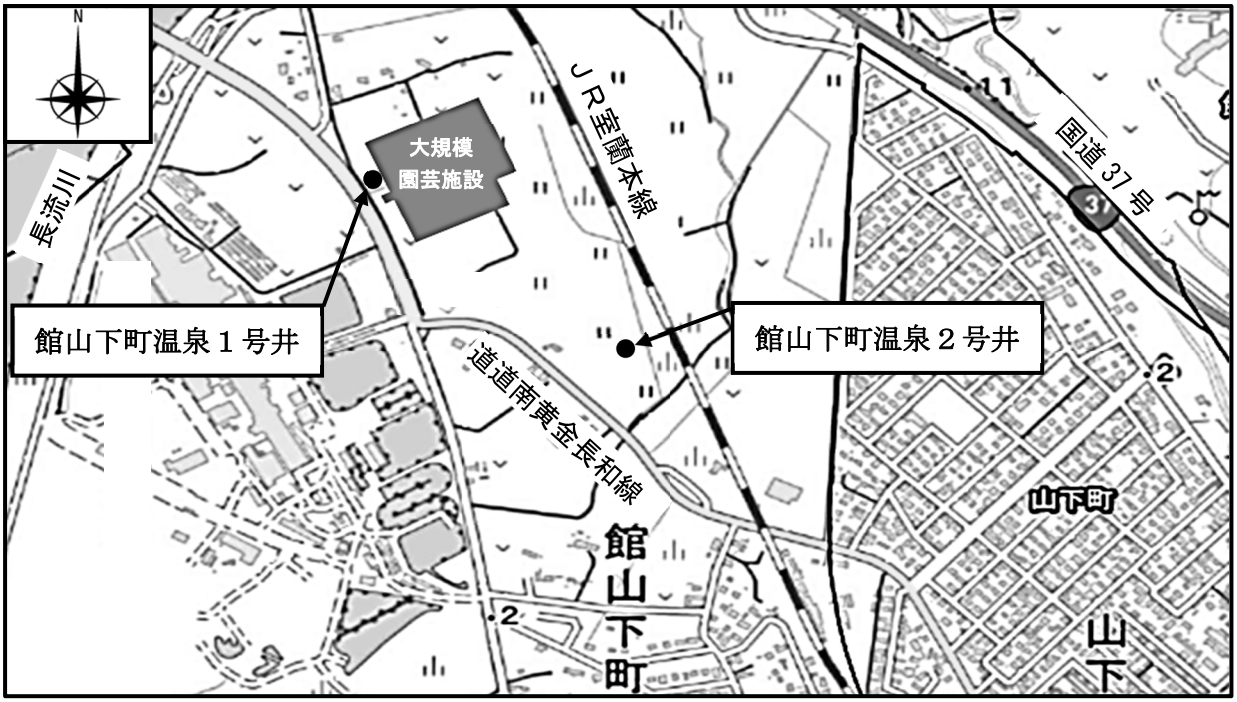
N
大規模
園芸施設
長流川
館山下町温泉１号井
館山下町温泉２号井
ＪＲ室蘭本線
国道37号
道道南黄金長和線
館山下町
山下町
山下

議案第２号説明資料

大滝有機物再資源化センターの指定管理者候補者選定の概要

１　施設の概要

(1)　名　　称　　大滝有機物再資源化センター

(2)　所 在 地　　伊達市大滝区円山町２８７番地１

(3)　建物概要

構　　造　　鉄骨造平家建

敷地面積　　10,000.00㎡

延床面積　　1,664.42㎡

施設内容　　再資源化棟　469.42㎡

堆肥舎　　990.00㎡

車庫　　165.00㎡

事務室　　40.00㎡

付帯設備（発酵乾燥機、肥料製造機等）

２　指定管理者の募集

伊達市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条第１項の規定に基づき、公募により募集を行った。

３　選定の基準

(1)　平等性（市民の平等な利用が確保されていること。）

(2)　効率性（施設の効用を最大限に発揮させること。）

(3)　経済性（施設の管理に係る経費の縮減が図られること。）

(4)　安定性（施設の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。）

(5)　個人情報の保護（個人情報の保護が図られること。）

４　業務の範囲

(1)　施設の利用の承認及び利用料金の収納に関する業務

(2)　施設の運営及び維持管理に関する業務

(3)　施設の利用促進に関する業務

(4)　その他施設の運営に関し必要な業務

５　指定の期間

令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間

６　指定管理者候補者の概要

特定非営利活動法人大滝まちづくりサポート

伊達市大滝区大成町１番地

理事長　元　谷　　隆

7　指定管理者の公募

(1)　公　募　の　方　法　　告示、市ホームページへの掲載等（令和７年９月24日（水））

(2)　告　示　の　概　要　　・施設の概要　　・選定の基準　　・業務の範囲　　・指定の期間
・応募の資格　　・応募の方法

(3)　募集要項等の配布期間　　令和７年９月24日（水）～10月14日（火）

(4)　現　地　説　明　会　　令和７年10月１日（水）午後２時
※開催予定だったが、参加希望者がいなかったため中止

(5)　応　募　の　資　格　　伊達市大滝区に事業所等を有する法人その他の団体で、一定の要件を満たすもの

(6)　応　　募　　期　　限　　令和７年10月14日（火）午後５時30分

8　応募状況

(1)　説明会参加　　なし

(2)　応　　募　　１団体
（受付番号１）特定非営利活動法人大滝まちづくりサポート

9　応募者の事業計画概要

応募者	受付番号１
職員の配置	正職員２名、嘱託職員１名、臨時職員１名
維持管理収支見込	（収入）　1,200千円 ・生産物販売収入　1,200千円 （支出）　79,438千円 ・人 件 費　37,245千円 ・物 件 費　8,237千円 ・事 業 費　33,956千円 （収支差額）　▲78,238千円
指定管理料 （３年間）	７８，２３８千円
自主事業計画	・堆肥の販売促進及び普及拡大を図る。 ・大滝区内の事業所で発生した食用廃油を回収し、燃料として利用する。 ・ＥＭ（有用微生物群）活性液の販売促進を図る。

10　指定管理者候補者選定委員会における候補者の選定

(1)　名　　称　　大滝有機物再資源化センター指定管理者候補者選定委員会

(2)　開　　催　　日　　令和７年10月22日

(3)　候　　補　　者　　特定非営利活動法人大滝まちづくりサポート

(4)　候補者とした理由　　これまでの実績及び事業計画等から、地域との協調や、施設の特性を生かした適正かつ安定的な管理運営を行うことが可能であると見込まれるため

(5)　候補者の選定方法

ア　選定対象となる者の選定

・各委員が採点した合計点数の最高点と最低点を除いた平均値（以下「トリム平均」という。）を応募者の評価点数とし、評価点数が６割以上の応募者を選定対象者とする。

・ただし、基本評価項目中の「平等性」及び「個人情報の保護」については、公の施設を管理運営する上での大前提となるため、これらの項目のいずれかのトリム平均が配点の６割未満の場合は、その応募者を選定対象者としない。

※応募者が複数いる場合は、アの手続により候補者が選定される。

※選定対象者が１者のみの場合は、当該選定対象者が候補者となり、イの手続は省略となる。

イ　選定候補者の選定

・選定対象者となった者について、各選定委員がそれぞれ評価した点数により順位を付け、選定委員の過半数から「１位」の順位を得た応募者を候補者として選定する。

・過半数から「１位」の順位を得た応募者がいない場合は、各委員から最も多く「１位」の順位を獲得した者と、次に多く「１位」の順位を獲得した者の２者を対象として協議を行い、候補者を選定する。

(6)　審査結果一覧表　（ア　評価点数が６割を超え、選定対象者となるか否かの審査結果）

評　価　項　目		配　点	評価点数（平均点）
(1)　平等性（市民の平等な利用が確保されていること。）		20.0点	17.7点
	①ニーズの把握と対応	5.0点	4.7点
	②苦情等への対応	5.0点	4.7点
	③施設の平等利用	5.0点	4.3点
	④サービスの向上	5.0点	4.0点
(2)　効率性（施設の効用を最大限に発揮させること。）		30.0点	26.3点
	①管理運営方針の適切性	15.0点	12.7点
	②自主事業の実効性	5.0点	4.3点
	③情報の収集及び発信	5.0点	4.0点
	④地域との連携及び協調	5.0点	5.0点
(3)　経済性（施設の管理に係る経費の縮減が図られること。）		25.0点	22.3点
	①維持管理経費の縮減対策	10.0点	8.7点
	②事業収支計画書の適正	10.0点	8.7点
	③維持管理経費の提示額	5.0点	5.0点
(4)　安定性（施設の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。）		20.0点	16.3点
	①安定的な管理運営	5.0点	4.3点
	②組織整備と人員確保等	5.0点	4.0点
	③危機管理の考え方	5.0点	3.7点
	④管理運営への意欲	5.0点	4.7点
(5)　個人情報の保護（個人情報の保護が図られること。）		5.0点	4.3点
合　計		100.0点	86.3点

※　評価点数（平均点）は、選定委員が採点した点数から最高点と最低点を除き算出しているため、各項目と合計の値が合致しない場合があります。

評価点数が６割を超えたことから、選定対象者と認められ、かつ、応募者が１者のみであったことから、「受付番号１　特定非営利活動法人大滝まちづくりサポート」が候補者として選定された。

(7)　選定委員の氏名

①　市民からの委員	大滝区自治会連合会会長	田　中　健　次
	大滝区地域協議会会長	今　井　　良
②　庁内からの委員	企画財政部長	大和田　一　樹
	総務部長	三　品　　淳
	大滝総合支所長（委員長）	岡　部　正　純

(8)　選定委員会における主な質疑

Ｑ　火災時の訓練等は行っているか。

Ａ　一月ごとに火災発生箇所を変えて訓練を行っている。

Ｑ　大滝区内のホテルの営業が好調と聞くが、事業者からの生ごみの増加による問題は起きていないか。

Ａ　様々な施設が閉鎖している影響で事業者分の生ごみ自体は減少している。全体としては家庭分の生ごみが増加していることから横ばいの状況である。

(9)　選定における委員意見

・苦情があった際の現地確認と対応が迅速になされており、利用者に寄り添った対応が感じられた。

・職員の健康管理に配慮しており、週休２日の徹底と有給休暇が取得しやすい職場環境が構築されている。

議案第３号説明資料

大滝サービスステーションの指定管理者候補者選定の概要

１　施設の概要

(1)　名　　称　　大滝サービスステーション

(2)　所 在 地　　伊達市大滝区本町55番地１

(3)　建物概要

構　　造　　軽量鉄骨造平家建

敷地面積　　496.80㎡

延床面積　　39.81㎡

施設内容　　事務棟　39.81㎡

地下埋設タンク　３基（30kl：レギュラー10kl、灯油10kl、軽油10kl）

マルチ型計量器　１台

シングル型灯油計量器　１台

２　指定管理者の募集

伊達市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条第１項の規定に基づき、公募により募集を行った。

３　選定の基準

(1)　平等性（市民の平等な利用が確保されていること。）

(2)　効率性（施設の効用を最大限に発揮させること。）

(3)　経済性（施設の管理に係る経費の縮減が図られること。）

(4)　安定性（施設の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。）

(5)　個人情報の保護（個人情報の保護が図られること。）

４　業務の範囲

(1)　燃料の供給（仕入及び販売）

(2)　サービスステーションの運営並びに施設及び設備の維持管理

(3)　サービスステーションの利用促進に関する業務

(4)　その他サービスステーションの運営に関し必要な業務

５　指定の期間

令和８年４月１日から令和16年３月31日までの８年間

６　指定管理者候補者の概要

北海石油株式会社

室蘭市入江町１番地87

代表取締役　　野　口　邦　夫

7　指定管理者の公募

(1)　公　募　の　方　法　　告示、市ホームページへの掲載等（令和７年９月24日（水））

(2)　告　示　の　概　要　　・施設の概要　　・選定の基準　　・業務の範囲　　・指定の期間
・応募の資格　　・応募の方法

(3)　募集要項等の配布期間　　令和７年９月24日（水）～10月14日（火）

(4)　現　地　説　明　会　　令和７年10月１日（月）午後３時
※開催予定だったが、参加希望者がいなかったため中止

(5)　応　募　の　資　格　　室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町又は洞爺湖町に事務所等を有する法人その他の団体で、一定の要件を満たすもの

(6)　応　募　期　限　　令和７年10月14日（火）午後５時30分

8　応募状況

(1)　説明会参加　　なし

(2)　応　　募　　１団体
（受付番号１）北海石油株式会社

9　応募者の事業計画概要

応募者	受付番号１
職員の配置	２名
維持管理収支見込	（収入）　12,325千円 ・燃料油　11,778千円 ・油以外　547千円 （支出）　11,338千円 ・人件費　7,836千円 ・物件費　2,540千円 ・その他　962千円 （収支差額）　987千円
指定管理料 （８年間）	０円
自主事業計画	スタンプカード活用事業、灯油配送事業、軽油配送事業及び春・冬タイヤキャンペーンの実施

10　指定管理者候補者選定委員会における候補者の選定

(1)　名　　称　　大滝サービスステーション指定管理者候補者選定委員会

(2)　開　　催　　日　　令和７年10月22日

(3)　候　　補　　者　　北海石油株式会社

(4)　候補者とした理由　　これまでの実績及び事業計画等から、地域との協調や、施設の特性を生かした適正かつ安定的な管理運営を行うことが可能であると見込まれるため

(5)　候補者の選定方法

ア　選定対象となる者の選定

・各委員が採点した合計点数の最高点と最低点を除いた平均値（以下「トリム平均」という。）を応募者の評価点数とし、評価点数が６割以上の応募者を選定対象者とする。

・ただし、基本評価項目中の「平等性」及び「個人情報の保護」については、公の施設を管理運営する上での大前提となるため、これらの項目のいずれかのトリム平均が配点の６割未満の場合は、その応募者を選定対象者としない。

※応募者が複数いる場合は、アの手続により候補者が選定される。

※選定対象者が１者のみの場合は、当該選定対象者が候補者となり、イの手続は省略となる。

イ　選定候補者の選定

・選定対象者となった者について、各選定委員がそれぞれ評価した点数により順位を付け、選定委員の過半数から「１位」の順位を得た応募者を候補者として選定する。

・過半数から「１位」の順位を得た応募者がいない場合は、各委員から最も多く「１位」の順位を獲得した者と、次に多く「１位」の順位を獲得した者の２者を対象として協議を行い、候補者を選定する。

(6)　審査結果一覧表　（ア　評価点数が６割を超え、選定対象者となるか否かの審査結果）

評　価　項　目		配　点	評価点数（平均点）
(1)　平等性（市民の平等な利用が確保されていること。）		20.0点	19.0点
	①ニーズの把握と対応	5.0点	5.0点
	②苦情等への対応	5.0点	5.0点
	③施設の平等利用	5.0点	4.7点
	④サービスの向上	5.0点	4.3点
(2)　効率性（施設の効用を最大限に発揮させること。）		30.0点	26.0点
	①管理運営方針の適切性	15.0点	13.3点
	②自主事業の実効性	5.0点	4.3点
	③情報の収集及び発信	5.0点	3.7点
	④地域との連携及び協調	5.0点	4.0点
(3)　経済性（施設の管理に係る経費の縮減が図られること。）		25.0点	24.0点
	①維持管理経費の縮減対策	10.0点	9.7点
	②事業収支計画書の適正	10.0点	10.0点
	③維持管理経費の提示額	5.0点	4.3点
(4)　安定性（施設の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。）		20.0点	17.7点
	①安定的な管理運営	5.0点	5.0点
	②組織整備と人員確保等	5.0点	3.7点
	③危機管理の考え方	5.0点	4.7点
	④管理運営への意欲	5.0点	4.7点
(5)　個人情報の保護（個人情報の保護が図られること。）		5.0点	5.0点
合　計		100.0点	91.7点

※　評価点数（平均点）は、選定委員が採点した点数から最高点と最低点を除き算出しているため、

各項目と合計の値が合致しない場合があります。

評価点数が６割を超えたことから、選定対象者と認められ、かつ、応募者が１者のみであったことから、「受付番号１　北海石油株式会社」が候補者として選定された。

(7)　選定委員の氏名

①　市民からの委員	大滝区自治会連合会会長	田　中　健　次
	大滝区地域協議会会長	今　井　　良
②　庁内からの委員	企画財政部長	大和田　一　樹
	総務部長	三　品　　淳
	大滝総合支所長（委員長）	岡　部　正　純

(8)　選定委員会における主な質疑

Ｑ　地域の住民が減少しているが、今後の見通しはどうか。

灯油の売上は落ちるだろうが、軽油等の売上での補填が可能と予想している。しかし、コロナ禍以降の観光需要減と、価格高騰による安価な給油所への顧客流出の影響から、今後の見通しは厳しい。

Ｑ　停電時においても燃料の汲み上げは可能か。

Ａ　平成30年北海道胆振東部地震による停電時には小型発電機しか整備していなかったが、その後大型発電機を設置したため、現在は停電時でも汲み上げが可能である。

(9)　選定における委員意見

・利用者から様々な声を聞くことでサービス向上につなげようとしている。

議案第４号説明資料

伊達市市民活動センターの指定管理者候補者選定の概要

1　施設の概要

(1)　名　　称　　伊達市市民活動センター

(2)　所 在 地　　伊達市鹿島町20番地１

(3)　建物概要

構　　造　　鉄筋コンクリート造平家建

敷地面積　　1,776.83㎡

延床面積　　844.93㎡

主な施設内容

区　　分	面　　積	収容人員
多目的室１	60.79㎡	30名
多目的室２	79.49㎡	45名
多目的室３	59.62㎡	30名
交流室１	40.18㎡	18名
交流室２	40.18㎡	18名
交流室３	41.14㎡	18名
交流室４	40.99㎡	18名
ホール	267.25㎡	－
事務室	33.17㎡	－
給湯室	7.34㎡	－
憩いスペース	31.46㎡	－

2　指定管理者の募集

伊達市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条第１項の規定に基づき、公募により募集を行った。

3　選定の基準

(1)　平等性（市民の平等な利用が確保されていること。）

(2)　効率性（施設の効用を最大限に発揮させること。）

(3)　経済性（施設の管理に係る経費の縮減が図られること。）

(4)　安定性（施設の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。）

(5)　個人情報の保護（個人情報の保護が図られること。）

(6)　地域社会の活性化に寄与する施設の管理運営

4　業務の範囲

(1)　施設の利用の承認及び利用料金の収納に関する業務

(2)　施設の運営及び維持管理に関する業務

(3)　施設の利用促進に関する業務

(4)　自主事業に関する業務
(5)　その他施設の運営に関し必要な業務

5　指定の期間
令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間

6　指定管理者候補者の概要
社会福祉法人伊達市社会福祉協議会
伊達市鹿島町20番地１
会長　　影　山　吉　則

7　指定管理者の公募
(1)　公　募　の　方　法　　告示、市ホームページへの掲載等（令和７年９月19日（金））
(2)　告　示　の　概　要　　・施設の概要　・選定の基準　・業務の範囲　・指定の期間
・応募の資格　・応募の方法
(3)　募集要項等の配布期間　　令和７年９月19日（金）～10月15日（水）
(4)　現　地　説　明　会　　令和７年10月１日（水）午後４時
※開催予定だったが、参加希望者がいなかったため中止
(5)　応　募　の　資　格　　市内に事業所等を有する法人その他の団体で、一定の要件を満たすもの
(6)　応　　募　　期　　限　　令和７年10月15日（水）午後５時30分

8　応募状況
(1)　説明会参加　　なし
(2)　応　　募　　１団体
（受付番号１）社会福祉法人伊達市社会福祉協議会

9　応募者の事業計画概要

応募者	受付番号１
職員の配置	３名
維持管理収支見込	（収入）　3,900千円 ・料金収入　3,900千円 （支出）　36,393千円 ・人 件 費　18,652千円 ・物 件 費　16,524千円 ・そ の 他　1,217千円 （収支差額）　32,493千円
指定管理料 （３年間）	３２，４９３千円
自主事業計画	社協シニアサロン、学生向け無料開放、市民団体等パネル展示等の実施

10　指定管理者候補者選定委員会における候補者の選定

(1)　名　　称　　伊達市市民活動センター指定管理者候補者選定委員会

(2)　開　　催　　日　　令和７年10月29日

(3)　候　　補　　者　　社会福祉法人伊達市社会福祉協議会

(4)　候補者とした理由　　これまでの管理運営実績に加え、経験を生かした管理方針や地域の拠点として地域福祉の向上に資する取組への意欲が確認されたことから、利用者に配慮した平等かつ効率的な施設の管理運営を行うことが可能であると見込まれるため

(5)　候補者の選定方法

ア　選定対象となる者の選定

・各委員が採点した合計点数の最高点と最低点を除いた平均値（以下「トリム平均」という。）を応募者の評価点数とし、評価点数が６割以上の応募者を選定対象者とする。

・ただし、基本評価項目中の「平等性」及び「個人情報の保護」については、公の施設を管理運営する上での大前提となるため、これらの項目のいずれかのトリム平均が配点の６割未満の場合は、その応募者を選定対象者としない。

※応募者が複数いる場合は、アの手続により候補者が選定される。

※選定対象者が１者のみの場合は、当該選定対象者が候補者となり、イの手続は省略となる。

イ　選定候補者の選定

・選定対象者となった者について、各選定委員がそれぞれ評価した点数により順位を付け、選定委員の過半数から「１位」の順位を得た応募者を候補者として選定する。

・過半数から「１位」の順位を得た応募者がいない場合は、各委員から最も多く「１位」の順位を獲得した者と、次に多く「１位」の順位を獲得した者の２者を対象として協議を行い、候補者を選定する。

(6)　審査結果一覧表　（ア　評価点数が６割を超え、選定対象者となるか否かの審査結果）

評　価　項　目		配　点	評価点数（平均点）
(1)　平等性（市民の平等な利用が確保されていること。）		20.0点	18.3点
	①ニーズの把握と対応	5.0点	5.0点
	②苦情等への対応	5.0点	4.0点
	③施設の平等利用	5.0点	4.7点
	④サービスの向上	5.0点	4.7点
(2)　効率性（施設の効用を最大限に発揮させること。）		25.0点	21.3点
	①管理運営方針の適切性	10.0点	8.3点
	②効率的な施設管理	5.0点	4.3点
	③情報の収集及び発信	5.0点	4.0点
	④自主事業の実効性	5.0点	4.3点
(3)　経済性（施設の管理に係る経費の縮減が図られること。）		20.0点	16.7点
	①維持管理経費の縮減対策	10.0点	8.3点
	②事業収支計画書の適正な執行	10.0点	8.3点

(4)	安定性（施設の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。）	20.0点	18.0点
	①安定的な管理運営	5.0点	4.7点
	②組織整備と人員確保等	5.0点	4.0点
	③危機管理の状況	5.0点	4.0点
	④管理運営への意欲	5.0点	5.0点
(5)	個人情報の保護（個人情報の保護が図られること。）	5.0点	4.3点
特別評価項目			
(1)	地域社会の活性化に寄与する施設の管理運営	10.0点	9.0点
	①市民活動の振興	5.0点	4.7点
	②地域との連携及び協調	5.0点	4.3点
合　計		100.0点	89.0点

※　評価点数（平均点）は、選定委員が採点した点数から最高点と最低点を除き算出しているため、各項目と合計の値が合致しない場合があります。

評価点数が６割を超えたことから、選定対象者と認められ、かつ、応募者が１者のみであったことから、「受付番号１　社会福祉法人伊達市社会福祉協議会」が候補者として選定された。

(7)　選定委員の氏名

①　市民からの委員　伊達市連合自治会協議会副会長　菊　地　勝　治

伊達市交通安全指導員会副会長　伊　藤　　洋

②　庁内からの委員　企画財政部長　大和田　一　樹

総務部長　三　品　　淳

市民部長（委員長）　小笠原　正　光

(8)　選定委員会における主な質疑

Ｑ　利用者に対し、アンケートを行っているか。

Ａ　令和５年１月より利用者アンケートを実施しており、現在まで４９３件の回答をいただいている。回答内容はおおむね良好との内容が多い。

Ｑ　施設利用者数やその傾向はどうなっているか。

Ａ　施設利用者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に減少したが、現在は感染状況の落ち着きに伴い、徐々に回復傾向にある。

(9)　選定における委員意見

・地域福祉の向上に積極的に取り組んでいる。

・自主事業として、学生向けに施設を無料開放しているほか、高齢者や障がい者団体による利用促進にも取り組んでいる。

・ロビーなどの共用スペースにおいて季節感を演出する装飾やフォトスポットの設置により、来館者に配慮した快適な空間づくりに努めている。

議案第５号説明資料

伊達市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の概要

１　制定の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法において規定された乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）について、乳児等通園支援事業を行う事業者のうち乳児等のための支援給付（公費による財政支援）の給付対象事業者の確認を受けるものが共通して満たさなくてはならない基準を定めるため、国の基準府令（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）に基づき条例を制定するものである。

なお、令和７年９月30日に公布した伊達市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、児童福祉法第34条の15第２項の規定により、民間事業者が市長の認可を得て、当該事業を行うことができる旨を規定した「認可条例」であることに対し、本条例は子ども・子育て支援法第54条の２第１項の規定により、認可事業者が乳児等通園支援事業を行うに当たり乳児等のための支援給付を受ける要件である市長の確認について規定する「確認条例」としての性質を有する。

２　乳児等通園支援事業の概要

生後６か月から満３歳未満までの保育所等に通っていない乳幼児を対象とし、規定の利用可能枠（月10時間）の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等への通園サービスを利用できる新たな事業である。

３　特定乳児等通園支援事業の定義

乳児のための支援給付の対象事業者である旨の市長の確認を受けたものが行う事業

４　条例の概要

特定乳児等通園支援事業者が、国等から給付を受けるための事業運営に関する基準として、利用定員及び事業を利用する場合の手続や運営方法・体制等について規定している。

市は、乳児等のための支援給付の対象とするに足る事業者であることを確認するとともに、当該施設の利用定員の設定を行う。

５　施行期日

令和８年４月１日

議案第６号説明資料

館山下町温泉井条例の概要

１　制定の趣旨

温泉熱を活用した農業推進事業において整備した温泉井について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２２８条第１項及び第２４４条の２第１項の規定に基づき、使用料のほか、温泉井の維持、管理に関し必要な事項を定めた条例を制定するものである。

２　温泉井の概要

(1)　館山下町温泉１号井

所在地　　伊達市館山下町69番地１

深　度　　1,500メートル

泉　質　　ナトリウム－塩化物泉

湧出量　　２５０リットル／分

温　度　　75.7度

(2)　館山下町温泉２号井

所在地　　伊達市館山下町54番地２

深　度　　1,500メートル

泉　質　　ナトリウム・カルシウム－塩化物泉

湧出量　　２５０リットル／分

温　度　　74.7度

３　設置の経緯

地域農業の持続的発展と農業による地域活性化を実現するためには、生産性の向上や省力化が期待されるスマート農業や地球環境に配慮したカーボンニュートラル農業といった先進的な取組が必要と考えられることから、大規模園芸施設等に温泉水や地熱を活用することを想定し、温泉井を設置するもの

４　使用料

温泉井１基当たり年額24万円

５　条例の概要

館山下町温泉井について、名称及び位置、温泉井の使用に当たっての申請、使用を制限する場合の要件、排水の処理、温泉の汲み上げから排水までに要する設備の設置及び管理、使用者の義務、使用料等について規定するもの

６　施行期日

公布の日

7　位置図

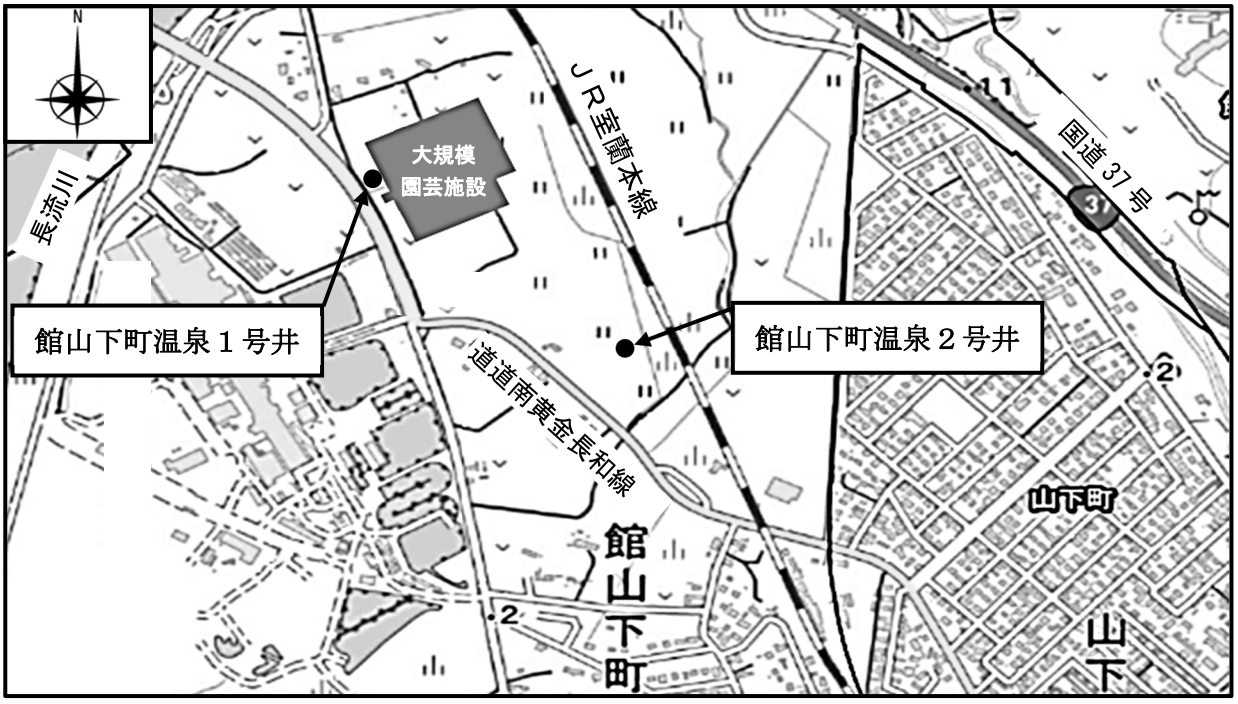
N
大規模
園芸施設
長流川
館山下町温泉１号井
館山下町温泉２号井
ＪＲ室蘭本線
国道37号
道道南黄金長和線
館山下町
山下町
山下

議案第７号説明資料

伊達市農業振興促進条例の概要

１　制定の趣旨

農地所有適格法人の誘致や市内既存法人の事業規模拡大等に対し助成を行うことにより、先進的な営農方法の導入による農業の担い手不足の解消や地域全体としての生産性の向上を図り、もって地域農業の持続的発展を実現するため、条例を制定するものである。

２　助成の内容

(1)　金額等

農産物の生産、加工、販売、集出荷等を行う農業用施設を新設し、増設し、又は取得した場合に、「農業用施設設置補助金」として、当該農業用施設及び附属する償却資産に対し課税される固定資産税及び都市計画税相当額を３年間助成する。

(2)　対象者

市内で農業を営む者のうち、次号に規定する営農に取り組み、かつ、次の全てに該当するもの

ア　農地法（昭和27年法律第２２９号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人

イ　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者（おおむね１年以内に認定を受ける見込みがある者を含む。）

ウ　農業経営基盤強化促進法第19条第１項に規定する地域計画において地域の担い手として位置付けけられている者（おおむね１年以内に位置付けられる見込みがある者を含む。）

(3)　対象となる取組

地球環境に配慮したゼロカーボン農業、生産性の向上や省力化を実現するスマート農業など、今後の地域農業をけん引する先進的な取組を助成の対象とする。

３　条例の概要

農業用施設設置補助金の交付について、補助金の交付対象者、農業用施設を設置する対象地域、補助金額、その他の便宜供与等について規定するもの。施行に当たっての詳細な事項については、別途制定予定の伊達市農業振興促進条例施行規則により定めることとしている。

４　施行期日

公布の日

議案第８号説明資料

伊達市議会議員及び伊達市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要

１　改正の趣旨

「公職選挙法施行令」の一部改正により、選挙運動に要する経費に係る公費負担限度額を改めるため、所要の条例改正を行うものである。

２　改正の内容

市議会議員及び市長の選挙運動に要する経費のうち、ビラ及びポスターの作成単価に係る公費負担限度額を改める。

３　新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） **第８条**　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が８円38銭を超える場合には、８円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第１４２条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） **第８条**　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価７円73銭（当該作成単価が７円73銭を超える場合には、７円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第１４２条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） **第11条**　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が５８６円88銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙	（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） **第11条**　市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が５４１円31銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙

運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

議案第９号説明資料

伊達市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要

１　改正の趣旨

国が進める地方公共団体情報システムの標準化の一環として令和８年から住登外者宛名番号管理機能の運用を開始することに伴い、所要の条例改正を行うものである。

２　改正の内容

住登外者宛名情報の管理等に係る事務を独自利用事務に追加するとともに、住登外者宛名番号情報と他の事務との庁内連携に係る規定等を加えるほか、所要の規定の整理を行う。

３　新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　略 (2)　特定個人情報　法第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。 (3)　個人番号利用事務実施者　法第２条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4)　情報提供ネットワークシステム　法第２条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)及び(6)　略	（定義） **第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　略 (2)　特定個人情報　法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。 (3)　個人番号利用事務実施者　法第２条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4)　情報提供ネットワークシステム　法第２条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)及び(6)　略
（個人番号等の利用範囲） **第４条**　法第９条第２項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 (1)　別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務 (2)　別表第２の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務 (3)　市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務 (4)　市長又は教育委員会が第４項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第９条第１項に規定する準法定事務 ２及び３　略 ４　市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第９条第１項に規定	（個人番号等の利用範囲） **第４条**　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。 ２及び３　略

する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

5　略

別表第１（第４条第１項関係）

機関	事務
略	略
市長	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第14号）による年金たる補償の実施に関する事務であって規則で定めるもの
市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２（第４条第１項及び第２項関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	伊達市子ども医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		母子保健法（昭和40年法律第１４１号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	略
		養育医療関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

4　略

別表第１（第４条第１項関係）

機関	事務
略	略
市長	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第14号）による年金たる補償の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２（第４条第１項及び第２項関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	伊達市子ども医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		母子保健法（昭和40年法律第１４１号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報（以下「養育医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	略
		養育医療関係情報であって規則で定めるもの

市長	伊達市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		養育医療関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	伊達市重度心身障害児福祉手当支給条例による重度心身障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		養育医療関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
		養育医療関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	児童福祉法による子育て短期支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	児童福祉法による養育支援訪問事業に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	児童福祉法による保育所の利用に関す	略

市長	伊達市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		養育医療関係情報であって規則で定めるもの
市長	伊達市重度心身障害児福祉手当支給条例による重度心身障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	略
		養育医療関係情報であって規則で定めるもの
市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略
		自立支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
		養育医療関係情報であって規則で定めるもの
市長	児童福祉法による子育て短期支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	児童福祉法による養育支援訪問事業に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	児童福祉法による保育所の利用に関す	略

	る事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定に関する情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	健康増進法（平成14年法律第１０３号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	伊達市営住宅管理条例による改良住宅の管理に関する事務であって規則で定	略
		障がい者関係情報であって規則で

	る事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定に関する情報であって規則で定めるもの
市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療制度に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	健康増進法（平成14年法律第１０３号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
市長	伊達市営住宅管理条例による改良住宅の管理に関する事務であって規則で定	略
		障がい者関係情報であって規則で

	めるもの	定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	伊達市特定公共賃貸住宅管理条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
市長	伊達市大滝区光回線テレビ視聴サービス事業分担金徴収条例による光回線テレビ視聴サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第３（第５条第１項関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
略	略	略	略
市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	略	略
市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	略	略
教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	めるもの	定めるもの
市長	伊達市特定公共賃貸住宅管理条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	略
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
市長	伊達市大滝区光回線テレビ視聴サービス事業分担金徴収条例による光回線テレビ視聴サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	略
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第３（第５条第１項関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
略	略	略	略
市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	略	略
教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	略	略

議案第10号説明資料

伊達市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の概要

1　改正の趣旨

「児童福祉法」等及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴う内閣府令及び厚生労働省令に定める基準の改正により、所要の条例改正を行うものである。

2　改正の内容

「児童福祉法」の条項の追加に伴い引用条項を改めるとともに、家庭的保育事業等の利用乳幼児について、事業者が実施する健康診断を母子保健法に基づく乳幼児健康診査をもって代えることができる規定を追加する。

3　新旧対照表

(1)　伊達市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第１条関係）

改　　正　　案	現　　行
（虐待等の禁止） **第25条**　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） **第25条**　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(2)　伊達市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第２条関係）

改　　正　　案	現　　行
（虐待等の禁止） **第12条**　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） **第12条**　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

改　　正　　案	現　　行
（利用乳幼児及び職員の健康診断） **第17条**　略 ２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第１４１号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる　健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等　　の結果を把握しなければならない。 児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断 ／ 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断 乳幼児に対する健康診査 ／ 利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	（利用乳幼児及び職員の健康診断） **第17条**　略 ２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断　　が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

(3)　伊達市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第３条関係）

改　　正　　案	現　　行
（虐待等の禁止） **第12条**　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） **第12条**　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号　に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(4)　伊達市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第４条関係）

改　　正　　案	現　　行
（虐待等の禁止） **第13条**　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項	（虐待等の防止） **第13条**　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号

各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	＿＿に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

議案第11号説明資料

伊達市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

1　改正の趣旨

内閣府令に定める基準の改正により、所要の条例改正を行うものである。

2　改正の内容

余裕活用型乳児等通園支援事業の実施施設又は実施事業所に係る「利用定員」の意義を明確にするほか、所要の文言整理を行うものである。

3　新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
目次 第１章　総則（第１条―第５条） 第２章　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（第６条―第26条） 第１節　通則（第６条―第19条） 第２節～第４節　略 第３章　略 附則	目次 第１章　総則（第１条―第４条） 第２章　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（第５条―第26条） 第１節　通則（第５条―第19条） 第２節～第４節　略 第３章　略 附則
	第２章　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 第１節　通則
（乳児等通園支援事業者の一般原則） **第５条**　略	（乳児等通園支援事業者の一般原則） **第５条**　略
第２章　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 第１節　通則	
（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件） **第９条**　乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件） **第９条**　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。
（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等） **第10条**　乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の	（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等） **第10条**　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の

目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　略

（虐待等の禁止）

第13条　乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条　略

(1)～(6)　略

(7)　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項

(8)～(11)　略

（秘密保持等）

第18条　乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　略

第２節　乳児等通園支援事業の区分

第20条　略

２　略

３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項又は第29条第１項の確認において

目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　略

（虐待等の禁止）

第13条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第16条　略

(1)～(6)　略

(7)　乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項

(8)～(11)　略

（秘密保持等）

第18条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　略

第２節　乳児等通園支援事業の区分

第20条　略

２　略

３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員

定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

議案第12号説明資料

（単位：千円）

1　庁舎等維持管理費（公用車ＮＨＫ放送受信料支払経費）

(1) 事業の概要

テレビチューナー機能のあるカーナビゲーションを搭載する公用車はＮＨＫテレビ放送の受信契約を行う必要があるが、未契約となっていた車両があったことから、未払いの受信料について、当該車両の購入時に遡及して支払うための経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
1,588	・公用車ＮＨＫ放送受信料に係る使用料	1,588
	平成20年度～令和７年度　延べ13台	
	うち、現時点で受信契約が必要な稼働中の公用車　２台	

(3) 財源内訳

計	一般財源
1,588	1,588

2　ふるさと納税推進経費

(1) 事業の概要

ふるさと納税の寄附金額が当初の想定を上回ることが見込まれることから、返礼品や業務委託等に係る経費を増額する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
43,705	・返礼品代	30,000
	・クレジット決済手数料	3,094
	・返礼品、受領証明書等発送管理業務委託料	2,316
	・ふるさと納税ポータルサイト等使用料	8,295
	（歳入）ふるさと納税寄附金	
	補正後予算額＝当初予算額＋今回補正額	
	500,000　＝ 400,000　＋　100,000	

(3) 財源内訳

計	一般財源
43,705	43,705

3　西いぶり広域連合負担金（戸籍・附票管理システム標準化関係）

(1) 事業の概要

令和８年３月に予定している戸籍・附票管理システムの標準化に対応するため、端末等をセットアップするための経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
2,079	・端末（８台）及びプリンター（４台）のシステム設定経費	2,079

(3) 財源内訳

計	一般財源
2,079	2,079

4　情報システム運用経費

(1) 事業の概要

「３　西いぶり広域連合負担金（戸籍・附票管理システム標準化関係）」に関連し、現在使用している端末等の老朽化、メモリ容量の不足等のため、標準化に対応した端末等に切り替える経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
1,694	・端末（８台）及びプリンター（４台）の購入経費	1,694

(3) 財源内訳

計	一般財源
1,694	1,694

5　介護施設等環境改善事業補助金

(1) 事業の概要

入居者の熱中症対策のため、利用者個室に壁掛け型エアコンを設置する事業者に対し、経費の一部を補助する。

なお、財源として国の「介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業)」を活用する。

(2) 事業の内容

<table>
<tr><th>事業費</th><th>事業の内容</th></tr>
<tr><td>1,500</td><td>介護施設等環境改善事業補助金　1,500
・補助対象者、事業内容等
<table>
<tr><th>補助対象者</th><th>施設名</th><th>エアコン設置箇所</th></tr>
<tr><td>有限会社
グッドライフ</td><td>サービス付き高齢者向け
住宅アウル</td><td>利用者個室（20室）</td></tr>
</table>
・総事業費　4,372
国補助（補助率：1/2、上限額：100万円/施設）　1,000
市補助（補助率：1/4、上限額：　50万円/施設）　500
事業者負担　2,872</td></tr>
</table>

(3) 財源内訳

計	国	一般財源
1,500	1,000	500

6　伊達赤十字病院総合診療医確保・定着支援事業（総合診療医確保支援事業補助金）

(1) 事業の概要

公的病院である伊達赤十字病院に対し、この地域の医療を今後も維持するための方策の一つとして市が提案する総合診療医の確保・定着に係る取組の実施のため医師報酬等の人件費を補助する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
5,390	・総合診療医（非常勤）の報酬等に係る補助金（３名分）	5,390

(3) 財源内訳

計	一般財源
5,390	5,390

7　伊達赤十字病院医療確保支援事業補助金

(1) 事業の概要

公的病院である伊達赤十字病院に対し、不採算医療の提供により生じた損失額の一部を補助する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
159,955	・本市の地域医療体制（救急医療、小児医療）を確保するための補助金 159,955

(3) 財源内訳

計	一般財源
159,955	159,955

8　土地改良区決済金等支援事業補助金

(1) 事業の概要

水田を畑地化する畑地化促進事業に取り組む伊達市地域農業再生協議会に対し、伊達土地改良区への地区除外決済金等の費用負担分に係る経費を補助する。

なお、財源として北海道の「畑地化促進事業補助金」を活用する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容
663	土地改良区決済金に係る補助 663 ・補助上限額 65,000円／10a ・補助金額 ３経営体分、計1.0ha　662,090円

(3) 財源内訳

計	北海道
663	663

9　伊達漁港水産物供給基盤機能保全事業負担金

(1) 事業の概要

昭和46年度に施工された伊達漁港の道路護岸は、鋼矢板の腐食が進行しているため、防食工事による機能の保全が必要となっており、令和６年度の機能保全計画策定時の調査で対象箇所が判明したことから、漁港管理者である北海道が国費を活用して実施する実施設計に係る地元負担金を計上する。

(2) 事業の内容

<table>
<tr><th>事業費</th><th>事業の内容</th></tr>
<tr><td>600</td><td>・伊達漁港水産物供給基盤機能保全事業（道路護岸）　Ｌ＝19.6m
<table>
<tr><th>年度</th><th>事業費</th><th>事業の内容</th></tr>
<tr><td>令和６年度</td><td>3,616
(542)</td><td>機能保全計画策定</td></tr>
<tr><td>令和７年度</td><td>4,000
(600)</td><td>実施設計</td></tr>
<tr><td>令和８年度以降（予定）</td><td>26,000
(3,900)</td><td>防食工事</td></tr>
<tr><td>全体事業（予定）</td><td>33,616
(5,042)</td><td>（市の負担割合：事業費の15%）</td></tr>
</table>
※下段の（　）書きは、市負担予定額</td></tr>
</table>

(3) 財源内訳

計	一般財源
600	600

(4) 事業位置図

10　地域おこし協力隊活用事業

(1) 事業の概要

現在、地域おこし協力隊員１名を任用しており、ＳＮＳを活用した情報発信や観光物産館での情報コーナー運営、イベントの企画・実施等に取り組んでいる。現在の隊員の任期が最長で令和９年５月であることから、活動の継続性を確保するため、新たな隊員の任用に係る経費を計上する。

(2) 事業の内容

事業費	事業の内容	
972	・インターン経費（30日分）	360
	・協力隊員活動経費（１名分）	612
	報酬（２か月分）	410
	共済費等（社会保険料、家賃負担金）	202

(3) 財源内訳

計	一般財源
972	972

11（債務負担行為設定）紙類回収庫収集運搬業務委託費

(1) 設定の趣旨

平成16年度から伊達市資源リサイクル事業協同組合と紙類回収庫管理運営に関する協定を締結し、収集運搬業務に要する費用を当該組合が全額負担する形で行っているが、紙類回収庫が市内７か所に増えたことによる収集頻度の増加、物価高騰による経費の増加等により現状での事業継続が困難であることから、安定的に事業を継続するため、新たに委託料に係る債務負担行為を設定する。

(2) 設定業務の内容

款	項	目	業務名	設定額
4	2	1	紙類回収庫収集運搬業務委託費	16,372

(3) 支出予定額及び財源内訳

年度	支出予定額	財源内訳	
		その他	一般財源
令和８年度	16,372	5,136	11,236

※その他については、再資源物売払収入

議案第12号、第15号、第16号及び第17号説明資料

債務負担行為設定の概要
（公共施設、上水道施設、簡易水道施設、終末処理場等に係る令和８年度の維持管理等業務費）

１　設定理由
令和８年４月１日を事業開始日とする施設等の維持管理等業務について、債務負担行為の設定を行うことにより、適正な契約事務の執行を図る。

２　設定業務の内訳
(1)　一般会計（令和８年度）　（単位：千円）

款	項	目	所　管	業　務　名	設定額
2	1	1	総務課	庁舎及び第二庁舎清掃業務委託	
2	1	1	総務課	庁舎等消防用設備等保守点検業務委託	
2	1	1	総務課	第二庁舎エレベーター保守点検業務委託	
2	1	1	総務課	庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託	
2	1	1	総務課	庁舎、第二庁舎、保健センター及び梅本分庁舎オートドア保守点検業務委託	
2	1	1	総務課	第二庁舎一般用電気工作物保安管理業務委託	
2	1	1	総務課	庁舎等事業所廃棄物収集、運搬及び処理業務委託	
2	1	1	総務課	長和分庁舎一般用電気工作物保安管理業務委託	
2	1	1	総務課	長和分庁舎機械警備業務委託	
2	1	1	総務課	長和分庁舎消防用設備等保守点検業務委託	
2	1	1	総務課	デマンドコントロール装置借上	
2	1	1	総務課	庁舎、第二庁舎及び保健センター玄関マット借上	
2	1	1	総務課	本庁舎機械警備業務委託	
2	1	1	総務課	梅本分庁舎電気工作物保安管理業務委託	
2	1	2	地域振興課	支所庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託	
2	1	2	地域振興課	支所庁舎等維持管理業務委託	
2	1	3	財政課	クラウド版起債管理システム借上及び保守点検業務委託	
2	1	8	ＤＸ推進課	光ケーブル設備保守業務委託	
2	1	8	ＤＸ推進課	ネットワーク機器保守業務委託	
2	1	8	ＤＸ推進課	ＯＣＲ機器保守業務委託	
2	1	8	ＤＸ推進課	北海道電子自治体共同システム運用保守業務委託	
2	1	8	ＤＸ推進課	北海道自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務委託	
2	1	8	ＤＸ推進課	統合資産管理ライセンス購入	
2	1	8	ＤＸ推進課	リモートワーク基盤保守業務委託	
2	1	9	地域振興課	大滝区共同浴場維持管理業務委託	
2	1	9	地域振興課	北湯沢湯のさと館一般用電気工作物保安管理業務委託	
2	2	1	職員法制課	職員健康管理業務委託	
総務費計					48,224
3	2	2	子育て支援課	ひまわり保育所自家用電気工作物保安管理業務委託	
3	2	3	子育て支援課	旭町児童館・旭町地域交流館管理及び使用料徴収事務に関する業務委託	
民生費計					537
4	1	4	環境衛生課	狂犬病予防注射済票交付事務等業務委託	
4	1	4	環境衛生課	鹿のれき死体処理業務委託	
4	1	4	地域振興課	愛地浄水場施設水質検査業務委託	
4	1	4	環境衛生課	カラスの巣駆除業務委託	
4	1	4	環境衛生課	伊達火葬場維持管理業務委託（受託事業分）	
4	1	4	環境衛生課	伊達火葬場自家用電気工作物保安管理業務委託（受託事業分）	
4	1	4	環境衛生課	伊達火葬場消防設備保守点検業務委託（受託事業分）	
4	1	4	環境衛生課	伊達火葬場浄化槽維持管理業務委託（受託事業分）	
4	1	4	環境衛生課	伊達火葬場自動ドア保守管理業務委託（受託事業分）	
4	1	4	環境衛生課	伊達火葬場火葬炉設備保守点検業務委託（受託事業分）	
4	2	1	環境衛生課	指定ごみ袋配送等業務委託	
4	2	1	環境衛生課	犬、猫等れき死体処理業務委託	

款	項	目	所　管	業　務　名	設定額
4	2	1	環境衛生課	再生資源物収集運搬業務委託	
4	2	1	環境衛生課	使用済小型家電収集運搬等業務委託	
4	2	2	環境衛生課	し尿汲取収集運搬業務委託	
衛生費計					101,838
6	1	2	農務課	関内農業研修センター自家用電気工作物保安管理業務委託	
6	1	2	農務課	関内農業研修センター研修棟消防用設備等保守点検業務委託	
6	1	2	農務課	関内農業研修センター研修棟浄化槽維持管理業務委託	
6	1	2	農務課	稀府農業研修センター自家用電気工作物保安管理業務委託	
6	1	3	農務課	堆肥センター消防設備保守点検業務委託	
6	1	3	農務課	堆肥センター自家用電気工作物保安管理業務委託	
6	1	3	農務課	堆肥センター維持管理業務委託	
6	1	4	農地整備課	排水路放水口操作業務委託	
6	1	4	地域振興課	大滝営農飲雑用水施設自家用電気工作物保安管理業務委託	
6	1	4	地域振興課	大滝区営農用水施設水質検査業務委託	
6	2	1	水産林務課	木質ペレットプラント消防用設備等保守点検業務委託	
6	2	1	水産林務課	木質ペレットプラント自家用電気工作物保安管理業務委託	
6	2	1	水産林務課	木質ペレットプラント製造業務委託	
農林水産業費計					138,496
7	1	2	地域振興課	大滝区内観光トイレ維持管理業務委託	
商工費計					2,355
8	1	1	建設課	道路台帳管理システム保守業務委託	
8	2	1	建設課	伊達紋別天望線エレベーター保守点検業務委託	
8	5	1	都市住宅課	ほのぼの団地緊急通報サービス等業務委託	
8	5	1	都市住宅課	駅前団地緊急通報等業務委託	
土木費計					5,061
9	2	1	学校教育課	伊達市立学校自家用電気工作物保安管理業務委託（小学校分）	
9	2	1	学校教育課	伊達市立小学校夜間等機械警備業務委託	
9	2	1	学校教育課	伊達市立小学校給食用ダムウェーター保守点検業務委託	
9	2	1	学校教育課	伊達市立小学校エレベーター保守点検業務委託	
9	2	1	学校教育課	伊達市立学校自動扉開閉装置保守点検業務委託（小学校分）	
9	2	1	学校教育課	伊達市立学校消防用設備等保守点検業務委託（小学校分）	
9	2	1	学校教育課	伊達市立学校浄化槽維持管理業務委託（小学校分）	
9	3	1	学校教育課	伊達市立学校自家用電気工作物保安管理業務委託（中学校分）	
9	3	1	学校教育課	伊達市立中学校夜間等機械警備業務委託	
9	3	1	学校教育課	伊達市立中学校給食用ダムウェーター保守点検業務委託	
9	3	1	学校教育課	伊達市立学校自動扉開閉装置保守点検業務委託（中学校分）	
9	3	1	学校教育課	伊達市立学校消防用設備等保守点検業務委託（中学校分）	
9	3	1	学校教育課	伊達市立学校浄化槽維持管理業務委託（中学校分）	
9	4	2	生涯学習課	ほしのこ児童クラブ消防用設備保守点検業務委託	
9	4	2	生涯学習課	やまびこ児童クラブ消防用設備保守点検業務委託	
9	4	2	生涯学習課	うめのこ児童クラブ消防用設備保守点検業務委託	
9	4	3	生涯学習課	伊達市噴火湾文化研究所清掃業務委託	
9	4	3	生涯学習課	伊達市噴火湾文化研究所消防用設備等保守点検業務委託	
9	4	3	生涯学習課	伊達市噴火湾文化研究所一般用電気工作物保安管理業務委託	
9	4	3	生涯学習課	伊達市噴火湾文化研究所機械警備業務委託	
9	4	4	生涯学習課	北黄金貝塚情報センター機械警備業務委託	
9	4	4	生涯学習課	北黄金貝塚情報センター玄関マット等借上	
9	4	4	生涯学習課	北黄金貝塚情報センター消防用設備等保守点検業務委託	
9	4	4	生涯学習課	史跡善光寺跡消防用設備等保守点検業務委託	
9	4	4	生涯学習課	迎賓館及び旧三戸部家住宅消防用設備等保守点検業務委託	
9	4	7	図書館	伊達市立図書館清掃業務委託	
9	4	7	図書館	伊達市立図書館警備保障業務委託	
9	4	7	図書館	伊達市立図書館玄関ドア保守点検業務委託	
9	4	7	図書館	伊達市立図書館消防用設備等保守点検業務委託	

款	項	目	所　　管	業　　務　　名	設定額
9	4	7	図書館	西いぶり広域図書館システム保守業務委託	
9	4	7	図書館	図書館情報支援システム借上	
9	4	8	大滝教育事務所	大滝基幹集落センター運営管理業務委託	
9	4	8	大滝教育事務所	大滝基幹集落センター自家用電気工作物保安管理業務委託	
9	5	1	生涯学習課	学校施設開放事業管理業務委託	
9	5	1	生涯学習課	旧長和小学校自家用電気工作物保安管理業務委託	
9	5	1	生涯学習課	旧長和小学校消防用設備等保守点検業務委託	
9	5	1	生涯学習課	旧長和小学校管理業務委託	
9	5	2	生涯学習課	まなびの里サッカー場環境整備業務委託	
9	5	2	生涯学習課	まなびの里サッカー場機械警備業務委託	
9	5	2	生涯学習課	まなびの里サッカー場消防用設備等保守点検業務委託	
教育費計					26,734
一般会計　合計					323,245

(2)　水道事業会計（令和８年度）　（単位：千円）

所　　管	業　　務　　名	設定額
上下水道課	水質検査業務委託	
上下水道課	給配水管修繕待機業務委託	
上下水道課	水道電算システム保守管理業務委託	
上下水道課	水道管埋設に伴うＪＲ用地賃貸借	
水道事業会計　合計		11,337

(3)　簡易水道事業会計（令和８年度）　（単位：千円）

所　　管	業　　務　　名	設定額
上下水道課	簡易水道水質検査業務委託	
上下水道課	簡易水道浄水設備点検業務委託	
簡易水道事業会計　合計		7,940

(4)　公共下水道事業会計（令和８年度）　（単位：千円）

所　　管	業　　務　　名	設定額
上下水道課	汚泥等埋立処分業務委託	
上下水道課	汚泥等埋立処分運搬業務委託	
上下水道課	汚泥セメント焼成処分業務委託	
上下水道課	汚泥セメント焼成処分運搬業務委託	
上下水道課	汚泥緑農地処分業務委託	
上下水道課	汚泥緑農地処分運搬業務委託	
公共下水道事業会計　合計		68,292